

観光学術学会選挙規則

第一章 総則

第一条（適用の範囲）本規則は、観光学術学会（以下、「本会」とする）会則第十五条に基づく評議員および会長の選挙について定める。

第二条（選挙の管理）評議員および会長の選挙は、選挙管理委員会が管理する。

2. 理事会は、正会員のなかから若干名の選挙管理委員を委嘱する。
3. 委員長は、委員の互選により決定する。

第二章 評議員選挙

第三条（選挙の告示）選挙管理委員会は、投票期間及び投票方法を決定し、選挙の実施を告示する。

第四条（選挙権及び被選挙権）選挙権及び被選挙権を有する者は、現会長が任期満了となる年の前年の7月末時点における正会員（大学院生を除く）とする。

第五条（投票）評議員の選挙は、無記名投票により行う。

2. 投票者は、被選挙権を有する会員のなかから18名以内を連記する。

第六条（投票の効力）

以下に該当する投票は無効とする。

- (1) 選挙管理委員会の決定した投票方法に則っていないもの
- (2) その他、委員会が無効と判断したもの

第七条（評議員予定者の決定）選挙管理委員会は、有効投票の得票数の多い順に、上位者から評議員予定者を決定する。

2. 得票数が同一の場合は、所属年数の長さを優先し、それも同じ場合は年長順でその順位を決める。

第八条（選挙結果の公表）選挙管理委員会は、評議員予定者が決定した場合は、これを理事会に報告し、本会のウェブサイトにおいて公表する。

第九条（記録の保存）選挙管理委員会は投票にかかわる記録を作成し、全投票内容とともにこれを当該選挙に係る役員の任期間保存しなければならない。

第三章 会長選挙

第十条（会長の選出方法）会則第十五条に基づき、評議員予定者による投票を実施し、会長を選出する。

第十一条（選挙権・被選挙権）会長選挙において選挙権を有する者は、現会長が任期満了となる年の前年に実施された評議員選挙で選出された評議員予定者とする。被選挙権を有する者は、現会長が任期満了となる年の前年の7月末時点における正会員（大学院生を除く）とする。

第十二条（会長選挙の投票）会長の選挙は、評議員予定者による無記名投票とする。

2. 選挙管理委員会が投票期間と投票方法を定める。
3. 投票者は被選挙権を有する会員のなかから1名を記名する。
4. 選挙管理委員会が定めた投票方法に則っていないもの、その他委員会が判断したものは、無効とする。
5. 評議員予定者の過半数の票を得た会員を会長として選出する。過半数を得た者が出なかった場合、上位3位までを会長候補者とし、決選投票を実施する。

第十三条（会長の決選投票）会長の決選投票は、評議員予定者による無記名投票とする。

2. 投票者は会長候補者のなかから1名を記名する。
3. 有効投票の得票数が同一の場合、所属年数の長さを優先し、それも同じ場合は年長順で会長を選出する。

第十四条（選挙結果の公表）選挙管理委員会は、理事会に選挙結果（次期会長氏名と得票数）を報告する。選出された次期会長氏名は、本会の会誌およびウェブサイトにおいて公表する。

第十五条（記録の保存）選挙管理委員会は投票にかかわる記録を作成し、全投票内容とともにこれを当該選挙に係る役員の任期間保存しなければならない。

附則 この規則は2013年（平成25年）7月7日より施行する。

附則 この規則（改正）は2022（令和4年）7月3日より施行する。